

# 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の 一部を改正する政令案

## 【参照条文集】

出典:ぎょうせい「現行法令CD-ROM」(第41版)  
内容現在 平成20年10月1日

平成21年4月  
国土交通省住宅局

# 目 次

【制定文関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【本則関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【制定文関係】

号) 抄  
独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。)をいう。

2 この法律において「災害復興建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が滅失した場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。

3 この法律において「被災建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分をいう。

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除去する必要がある場合として政令で定める場合における当該建築物に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。

5 この法律において「災害予防移転建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合として政令で定める場合における当該移転する必要がある建築物をいう。

6 この法律において「災害予防関連工事」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地について擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事を行う必要がある場合として政令で定める場合における当該工事をいう。

7 この法律において「合理的土地利用建築物」とは、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建築物で相当の住宅部分

を有するもの又はその部分をいう。

8 この法律において「マンション」とは、二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条第一項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物で住宅部分を有するものをいう。

【本則関係】

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第  
三十号）抄

（合理的土地利用建築物）

第四条 法第二条第七項の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物であつて、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が主務省令で定める数値以上であるものとする。

一 耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条において同じ。）であつて、敷地面積が五百平方メートル以上であり、かつ、その敷地内に主務省令で定める規模の空地を有するもの

二 土地の利用が細分されていることその他の事由により土地の利用状況が不健全な市街地の区域において、現に存する建築物が除却されるときに、当該建築物の存していた土地及びその土地に隣接する土地を一の敷地として新たに建設される耐火建築物

三 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション（耐火建築物であるものに限る。）で敷地面積が三百平方メートル以上であるもの

四 前三号に掲げる建築物に準ずるものとして主務省令で定める建築物

